

第 6 号様式（随意契約）

随 意 契 約 に つ い て

公 表 年 月 日	令和 7 年 2 月 1 日
所 属 名	水道局

1 契約業者名・住所	福井電機株式会社 千葉市中央区問屋町 1 6 番 3 号
2 工事の名称	白浜ダム取水設備更新工事
3 工事箇所	南房総市白浜町白浜 9 5 6 9 番地 7 白浜ダム
4 種別	機械器具設置工事
5 工事期間	自 令和 6 年 1 0 月 1 1 日 至 令和 7 年 2 月 2 8 日
6 工事の概要	白浜ダム取水ポンプの交換
7 随意契約の理由	本業務は、白浜ダムに設置している 2 号取水ポンプが故障したことから取水ポンプを交換するもの。河川取水ポンプがあるが、河川の水量が少ない時期や大雨時の濁流等により安定した取水を行えないこと、ダム取水ポンプが 1 号取水ポンプの 1 台となってしまう、故障した場合、断水となる可能性があるため。（地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 5 号による。）

第 6 号様式（随意契約）

随 意 契 約 に つ い て

公 表 年 月 日	令和 7 年 2 月 1 日
所 属 名	富山国保病院

1 契約業者名・住所	有限会社若林製作所 南房総市竹内 2 5 3 番地
2 工事の名称	浄化槽荒目スクリーン・微細目スクリーン交換工事
3 工事箇所	南房総市平久里中 1 4 1 0 番地 1 南房総市立富山国保病院
4 種別	管工事
5 工事期間	自 令和 6 年 1 2 月 6 日 至 令和 7 年 3 月 2 1 日
6 工事の概要	浄化槽荒目スクリーン・微細目スクリーン交換工事 荒目スクリーン交換 1 台 微細目スクリーン交換 2 台
7 随意契約の理由	本工事は、経年劣化したスクリーンの交換を実施する工事である。当該装置（スクリーン）は、浄化槽における汚水処理の工程で、汚水に含まれる浮遊固形物を分離、除去する重要な装置であるが、経年劣化により分離、除去に支障をきたしている。予定受注者である（有）若林製作所は当院浄化槽の保守点検業務を受託している業者であり、当院浄化槽設備の状況に精通していることから、経費の縮減、工期の短縮並びに工事の円滑な遂行が図れる。また本工事を他の事業者へ施工させることは、浄化槽の障害発生等のトラブル発生時に、その原因及び責任の所在が不明確となる。以上のことから契約の相手方が特定するため、地方公営企業法施行令第 2 1 条の 1 3 第 1 項第 2 号の規定により有限会社若林製作所との随意契約とする。